

私立大学図書館協会国際図書館協力基金による
国際図書館協力セミナー実施要領

2002年7月5日制定

2015年3月6日改正

2021年9月1日改正

1. 目的

本事業は、私立大学図書館協会（以下「協会」という。）の実施する国際図書館協力事業の一環として、専門家による講演会およびパネルディスカッション等を開催し、国公私立大学図書館および関係機関に対し、時代に即した特定の主題に基づく専門知識を得る機会を持つことを目的とする。

2. 予算

- (1) 本事業は、私立大学図書館協会国際図書館協力基金のもとに実施する。
- (2) 本事業の予算額は、私立大学図書館協会国際図書館協力委員会（以下「委員会」という。）が立案する。

3. 内容

- (1) テーマ、講演者および事例報告者
 - ①本事業のテーマ、講演者および事例報告者は、委員会が決定する。
 - ②会長校は、必要に応じて、講演者、事例報告者およびその所属長に、依頼状、または委嘱状を発送し、承諾を得る。その際、講演者および事例報告者に対し、本事業が協会の主管する国際図書館協力事業の一環として、実施されるものであることを明示する。
- (2) 開催方法および開催場所
オンラインまたは対面で開催する。対面で実施する場合の開催場所は、加盟大学の中から決定し、東地区と西地区で交互に受け持つこととする。
- (3) 参加募集通知
 - ①会長校は、私立大学図書館協会加盟大学図書館に開催通知を発送する。また、国立大学図書館協議会および公立大学協会図書館協議会のほか必要と認められた各関係機関に開催通知を発送する場合がある。
 - ②委員会は、参加申込書を取りまとめる。
- (4) 参加費
委員会は、実費として参加費を徴収する場合がある。

(5) 会計報告

委員会は、国際図書館協力セミナー終了後、会長校に会計報告をする。

(6) その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、会長校、委員会によって協議するものとする。